

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱

平成20年7月15日 制定
平成30年11月15日一部改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(目的)

第1条 全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)は、燃料費対策の重要性に鑑み、都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という。)会員のトラック運送事業者(以下「会員事業者」という。)と会員事業者を主軸として構成されるトラック運送事業協同組合・トラック運送事業協同組合連合会(以下「協同組合・連合会」という。)が、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むため設置する自家用燃料供給施設等に対し、自家用燃料供給施設整備支援事業助成金(以下「助成金」という。)を交付し、会員事業者並びに協同組合・連合会の経営安定に資することを目的とする。

(助成金交付対象事業)

第2条 助成金交付対象事業は、以下のとおりとする。

指定数量(1,000リットル)以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の「新設」、「増設又は増設を伴う代替(以下「増設」という。)」を行い、平成30年4月1日～平成31年2月28日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了(支払い完了には、割賦販売契約により導入した場合を含む。)するもの。

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

- (1) 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- (2) 転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
- (3) 既存の軽油専用タンクの修復
- (4) 中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
- (5) (新設の場合)貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合
- (6) (増設の場合)軽油の貯蔵量が増加しない場合

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、会員事業者並びに協同組合・連合会であることとする。

- 2 会員事業者、協同組合・連合会による交付申請は年度内1施設限りとする。
- 3 過去(平成20～26年度及び平成28～30年度)に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会については、助成対象外とする。

(助成金交付額)

第4条 助成金交付額は、以下のとおりとする。

軽油供給施設の新設	100万円
軽油専用タンクの増設	30万円

※追加公募開始初日等に申請金額が予算総額を超過した際には、1件あたりの助

成額を減額することがある。

(予算総額)

第5条 予算総額を1,000万円とする。

(助成申請・公募期間)

第6条 平成30年12月3日(木)～12月28日(金)とする。

ただし、追加公募期間内に申請金額が予算を超過した場合には、その時点で公募受付を終了する。

(助成金の交付申請)

第7条 会員事業者が本助成金の交付を受けようとするときは、様式1の「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」に必要書類を添えて、地方ト協へ提出する。

- 2 地方ト協は、会員事業者から第1項の申請があったときは、様式2「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書」に第1項に係る書類を添え、全ト協へ提出する。
- 3 協同組合・連合会が助成金の交付を受けようとするときは、様式3「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書(協同組合・連合会用)」に必要書類を添えて全ト協に提出する。

(緊急時における対応)

第8条 本事業の助成対象となった会員事業者並びに協同組合・連合会は、第7条並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」第3条に基づき、交付申請時に、様式4「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」を会員事業者は地方ト協に、協同組合・連合会は全ト協に提出し、緊急時において地方ト協及び全ト協からの要請に応じて燃料を優先的に供給するよう努めなければならない。

(交付決定)

第9条 全ト協は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、様式5-1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付決定通知書」により地方ト協又は協同組合・連合会に速やかに通知する。

- 2 前項の通知を受けた地方ト協は、会員事業者に対し、様式5-2「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付決定通知書」により速やかに通知する。
- 3 全ト協は、本条第1項及び第2項の通知に際し、必要な条件を付すことができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第10条 会員事業者は、前条に基づき、自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに、様式6-1「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」に必要書類を添えて、地方ト協に提出する。

- 2 地方ト協は、前項に基づく書類を受領したときは、様式6-2「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」に前項に係る書類を添えて、平成31年3月8日(金)までに全ト協に提出する。
- 3 協同組合・連合会は、前条に基づき、自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、様式6-3「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書(協同組合・連合会用)」に必要書類を添えて、平成31年3月8日(金)までに全ト協に提出する。

(助成金の交付)

- 第11条 全ト協は、前条第2項及び第3項の「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、適正と認めたときは、会員事業者による施設の場合は地方ト協を通じて会員事業者に対して、協同組合・連合会による施設の場合は協同組合・連合会に対して、それぞれ助成金を交付する。
- 2 前項の助成金交付は、原則として全ト協が前条の実績報告書を受領した翌月末日とする。
 - 3 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を速やかに会員事業者へ交付しなければならない。

(申請の取下げ)

- 第12条 会員事業者並びに協同組合・連合会が第9条に基づく交付決定後、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、会員事業者並びに協同組合・連合会は、速やかに様式7「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請取下届出書」を会員事業者は地方ト協に、協同組合・連合会は全ト協に提出し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の禁止)

- 第13条 会員事業者並びに協同組合・連合会は、助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「財産処分」という。)を禁止する。

(助成金の返戻)

- 第14条 前条に定める財産処分が1年以内に行われた時は、会員事業者は速やかに様式8-1「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第13条の財産処分に係る返戻届出書」により地方ト協に届出を行い、交付された助成金は地方ト協を通じて全ト協に対して全額返戻しなければならない。

- 2 地方ト協は、会員事業者から様式8-1を受理したときは、様式8-2「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第13条の財産処分に係る返戻届出書」で全ト協に届出を行い、交付された助成金を全額返戻しなければならない。
- 3 協同組合・連合会が前条による財産処分を行うときは、全ト協に様式8-3「自家

用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第13条の財産処分に係る返戻届出書」で届出を行い、全ト協に対し交付された助成金を返戻しなければならない。

4 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができ

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

5 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関するその他の必要事項は、全ト協が定める。

(附則)

本要綱は平成30年11月15日から適用する。

[沿革]

平成20年 7月15日 制定

平成21年 7月15日一部改正

平成22年 7月15日一部改正

平成23年 7月15日一部改正

平成24年 6月11日一部改正

平成25年 5月27日一部改正

平成25年 9月13日一部改正

平成26年 5月15日一部改正

平成28年 5月16日一部改正

平成28年 8月24日一部改正

平成29年 3月23日一部改正

平成30年 3月14日一部改正

平成30年11月15日一部改正